

横浜市戸塚地区センター指定管理者公募要項

横浜市戸塚地区センターの指定管理者(管理運営を実施する団体)を募集します。

1 指定管理者制度について

「公の施設」の管理については、公共団体等に限られていましたが、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、民間のノウハウを活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間事業者も議会の議決を経ることによって「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

戸塚区(以下「区」という。)では、戸塚地区センターの指定管理者の選定にあたり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 公募の概要

(1) 施設名称

横浜市戸塚地区センター(以下、「戸塚地区センター」という。)

(2) 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年間)

(3) 指定管理者の公募及び選定の方式

指定管理者の公募及び選定は、公募型プロポーザル方式により提案審査を実施し、指定候補者及び次点候補者を選定します。

(4) 選定委員会の設置

「横浜市戸塚地区センター等の指定管理者の指定に関する要綱」に基づき「横浜市戸塚地区センター等指定管理者選定委員会」を設置し、審査基準に基づいて書類審査及び面接審査等を行います。

(5) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

なお、審査の経過及び結果は、指定管理者として選定後、区のホームページへの掲載等により公表します。

(6) 協定の締結

区は、指定候補者と細目の協議を行い、その後、議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

(7) 問合せ先

横浜市戸塚区役所地域振興課 区民施設担当

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町157-3

電話：045(866)8415 FAX：045(864)1933

E-mail:to-chishin@city.yokohama.jp

3 地区センターについて

地区センターは、横浜市地区センター条例に基づき設置され、地域の住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、講演会、研修会、サークル活動などを通じ

て相互交流を深めることを目的としています。

地区センターのほか、コミュニティハウス、集会所、スポーツ会館などの施設が“地区センター”として条例に位置付けられています。

これらの施設を利用した様々な活動をきっかけに、地域コミュニティの醸成や地域の連携を図っていただくため、幼児からお年寄りまでの幅広い層の市民が気軽に利用できる施設です。

4 公募対象施設

(1) 名称

横浜市戸塚地区センター

(2) 所在地

横浜市戸塚区戸塚町127 戸塚センター2階

(3) 建物概要（詳細は「横浜市戸塚地区センター指定管理業務 特記仕様書」を参照）

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地下1階、地上4階建て

延床面積 1,776.0㎡

施設内容 2階：ロビー、交流コーナー、会議室A、会議室B、会議室C、和室、料理室、
工芸室、レクリエーションホール、プレイルーム、事務室

5 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 戸塚地区センターの利用の許可等に関すること。
- (2) 戸塚地区センターの運営に関すること。
- (3) 横浜市地区センター条例第2条第2項に規定する事業の実施等に関すること。
- (4) 戸塚地区センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他、横浜市戸塚地区センター指定管理業務仕様書のとおり

6 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、応募時の提案額に基づき、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに本市予算の範囲内で、区と指定管理者が協議して決定します。支払時期や額、方法等は協定にて定めます。

7 公募及び選定のスケジュール

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 募集要項の配布期間 | 平成22年6月8日（火）～7月14日（水） |
| (2) 応募者現地見学会 | 平成22年6月28日（月） |
| (3) 募集要項等に関する質問受付 | 平成22年6月28日（月）～7月1日（木） |
| (4) 質問に対する回答日 | 平成22年7月9日（金） |
| (5) 応募書類の受付期間 | 平成22年7月15日（木）～7月21日（水） |
| (6) 審査（プレゼンテーション実施） | 平成22年8月19日（木）・20日（金）予定 |
| (7) 選定結果の通知 | 平成22年9月上旬 |

8 応募に関する事項

(1) 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（複数の団体が共同する共

同事業体を含む。)とします。個人での申請はできません。

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること

ウ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

エ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること

※本事項について、横浜市が神奈川県警本部に対し調査・照会を行うため、別添の「申請団体役員名簿」を提出してください。

カ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

キ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に、「同事業体の結成に関する申請書（様式11）」を提出することとします。また、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

(3) 応募方法

ア 応募書類

(ア) 指定申請書（様式1）

(イ) 戸塚地区センター指定管理者事業計画書（様式2）

(ウ) 戸塚地区センター指定管理者自主事業計画書（様式3）

(エ) 戸塚地区センター指定管理者自主事業別計画書《単票》（様式4）

(オ) 平成23年度戸塚地区センター収支予算書（兼指定管理料提案書）（様式5）

(カ) 欠格事項に該当しないことの宣誓書（様式6）

(キ) 人員表（直近3か年の事業年度分）（様式7）

※各年度の常勤役員数、従業員数、非常用従業員数（パートタイマー、アルバイト）
非常用従業員数は8時間で一人と換算

(ク) 申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

(ケ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(コ) 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

(サ) 法人税・消費税及び地方消費税等の納税証明書[その3の3]

(シ) 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）

※現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。

なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

(ス) 収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）

※公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告額がない場合に、提出の必要があります。

(セ) 労働保険料の納付証明書（労働局または労働基準監督署による納付証明書）（直近2か年の事業年度分）

(ソ) 貸借対照表、損益計算書、財産目録等（直近3か年の事業年度分）

※任意団体にあってはこれらに類する書類

(タ) 団体の現在の組織、人員体制を示す人事労務関係の書類（就業規定、給与規定等）

(チ) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの

(ツ) 申請団体役員名簿（神奈川県警本部調査・照会用）（様式10）

(テ) 共同事業体の結成に関する申請書（様式11）（共同事業体の場合）

(ト) 共同事業体連絡先一覧（様式12）（共同事業体の場合）

※共同事業体として応募する場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。なお、応募書類の内、(カ)～(ツ)の各書類については、構成団体全てについての書類を提出してください。

イ 提出方法・部数

応募書類（ア）から順に（（ツ）を除く）並べ、クリップ留めをし、15部（うち1部は正本）及びCD-R1枚を提出してください。

（ツ）（様式10）については、原本1部（写しは不要です）及び様式のデータ（CD-R）を提出してください。

ウ 募集要項等の配布

（ア） 配布期間

平成22年6月8日（火）～平成22年7月14日（水）

（イ） 配布場所

戸塚区役所ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.yokohama.jp/me/totsuka>

エ 応募申請書提出期限

平成22年7月15日（木）～7月21日（水） 午後5時まで（郵送不可）

（戸塚区役所開庁時間 土曜・休日・祝日を除く午前8時45分～午後5時15分）

オ 提出先

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町157-3 戸塚区役所地域振興課（区役所4階46番窓口）

(4) 応募者現地見学会

応募者現地見学会を開催します。応募を予定される団体は、必ずご参加ください。当日は、募集要項等の資料は配布しませんので、横浜市戸塚区のホームページから資料をダウンロードする等、各自でご持参ください。

公共交通機関をご利用ください。

・日 時 平成22年6月28日（月） 午後1時から

・場 所 戸塚地区センター

・参加人数 各団体2名以内とします。

・申込方法 参加を希望される団体は、6月22日（火）午後5時までに、「戸塚地区センター応募者現地見学会申込書」をFAX又はE-mailで戸塚区地域振興課までお申込ください。

※指定管理者に応募するものは、全て、現地見学会への参加が必要となります。不参加の場合の応募は認めません。また、共同事業体での応募の際には、全ての構成団体の社員（職員）が参加する必要があります。

- ※当日、社員（職員）である事を証明する書類（名刺可）を確認させていただく場合があります。
- ※「8（2）欠格事項」に該当する団体は参加することができません。
- ※現地見学会以外の日に来館することは制限しませんが、案内や質問については、一切応じません。また、いかなる場合においても事務室内の撮影、記録を禁止します。

(5) 質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問は、質問書により受け付けます。

- ・ 受付期間：平成22年6月28日（月）～7月1日（木）午後5時まで
- ・ 提出先：横浜市戸塚区地域振興課
- ・ 提出方法：下記の担当へFAX又はE-mailでお問い合わせください。電話での問い合わせには一切応じられませんのでご注意願います。
- ・ 回答方法：平成22年7月9日（金）の午後5時までに、横浜市戸塚区ホームページへの掲載により回答します。
※戸塚区役所ホームページURL：
<http://www.city.yokohama.jp/me/totsuka>
- ・ 問合せ先：FAX：045-864-1933
E-mail：to-chishin@city.yokohama.jp

(6) 留意事項

ア 接触の禁止

選定委員会委員に対して、本件提案についての接触を禁じます。

イ 重複応募の禁止

本公募についての応募は、一団体につき一案とします。複数の応募はできません。また、一つの団体が複数の共同事業体に参加して応募することも認められません。

ウ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

エ 団体職員以外の者による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外の者が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 応募者施設見学会などへの出席
- (イ) 事業計画書その他の提出書類の作成（ただし、作成に関する技術的な助言等は除く）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席

オ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (ア) ア～エの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を記載した場合

カ 応募書類の取扱

応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。

キ 関係書類の著作権

区が提示する設計図書の著作権は区及び設計者に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した団体に帰属します。

ク 情報の公開等

- (ア) 応募書類について

- ・応募団体から提出された応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき情報開示請求が提出された場合は、請求に基づき請求者に開示されます。
- ・指定候補者となった団体の応募書類については、選定後公表します。(様式10を除く)
- ・区が必要と認めるときは、区は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(イ) 審査の経過及び選定結果について

審査の経過並びに指定候補者及び次点候補者の選定結果(名称・点数)については、区のホームページで公表します。

ケ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出してください。

コ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

サ 団体の重要事項の変更

原則として応募書類提出後の団体の法人格の変更、共同事業体の構成団体の変更、その他の団体に関する重要事項の変更は、指定までの間、できません。

応募しようとする団体が、応募後に法人格等を変更する可能性のある場合(応募時に法人化等の手続き中である場合など)は、必ず応募前に区と相談してください。

※法人格の変更とは、法人格を有していない団体が法人格を取得する場合、法人格の種類を変更する場合などをいいます。

シ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

9 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式により、「横浜市戸塚区地区センター等指定管理者選定委員会」において指定候補者及び次点候補者を選定します。

なお、選定にあたっては、応募者の提出書類及び面接審査等の内容を、指定管理者評価基準項目(別添)に基づき総合的に審査します。また、面接審査では、プレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行いますので、団体の代表者とその他の職員1名までの出席をお願いします。面接審査の日時、場所については応募団体に後日連絡します。

(2) 選定委員会

【横浜市戸塚区地区センター等指定管理者選定委員会】

委員	池田 佳道	(戸塚区納税貯蓄組合副会長)
	石井 昇	(戸塚区体育協会顧問)
	大久保 忠亮	(戸塚区連合町内会自治会連絡会副会長)
	近藤 久実	(深谷台小学校PTA会長)
	原田 勝広	(明治学院大学教養教育センター教授)

(3) 評価基準項目

別添の通り

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは、選定されず、再度公募を行う場合があります。次点候補者となる場合も最低基準を満たす必要があります。また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

10 選定結果の通知及び指定手続き等

(1) 選定結果の通知

選定結果については、平成22年9月上旬に、全応募団体に文書で通知します。

ア 指定候補者（1位団体）への通知：指定候補者の名称・点数

イ 次点候補者（2位団体）への通知：指定候補者及び次点候補者の名称・点数

ウ 3位以下の団体への通知：指定候補者、次点候補者及び当該団体の名称・点数

(2) 指定の手続き

指定候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を横浜市会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

指定にあたっては、指定団体へ文書で通知するとともに、横浜市公告式条例（昭和25年横浜市条例第35号）の定めるところにより告示します。

(3) 協定の締結

区は、指定候補者と細目の協議を行い、その後、議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

(4) 協定の内容

協定の内容は概ね次のとおりとします。詳細については別添の基本協定書（素案）を御確認ください（※最終的な内容は指定候補者に提示します）。

ア 指定期間に関する事項

イ 利用の許可等に関する事項

ウ 事業計画書に記載された事項

エ 利用料金及び減免等に関する事項

オ 本市が支払うべき経費等に関する事項

カ 施設内備品の管理等に関する事項

キ 管理業務に関し保有する個人情報の保護等に関する事項

ク 利用状況及び事業報告等に関する事項

ケ 業務の評価等に関する事項

コ 指定の取消し及び管理業務の停止等に関する事項

サ 損害賠償等に関する事項

シ 地区センター委員会の設置等に関する事項

ス その他区長が必要と認める事項

(5) 指定候補者の変更

市会の議決を得られないとき、又は指定手続の過程で指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

この場合、区は、次点候補者と協議を行い指定管理者の候補者として繰上げ、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとします。

なお、指定候補者を指定管理者として指定しないこととした場合であっても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しません。

11 添付資料

(1) 指定申請書（様式1）

(2) 戸塚地区センター指定管理者事業計画書（様式2）

(3) 戸塚地区センター指定管理者自主事業計画書（様式3）

- (4) 戸塚地区センター指定管理者自主事業別計画書《単票》(様式4)
- (5) 平成23年度戸塚地区センター収支予算書(兼指定管理料提案書)(様式5)
- (6) 欠格事項に該当しないことの宣誓書(様式6)
- (7) 人員表(様式7)
- (8) 横浜市税の納税状況調査の同意書(様式8)
- (9) 収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式9)
- (10) 申請団体役員名簿(神奈川県警本部調査・照会用)(様式10)
- (11) 共同事業体の結成に関する申請書(様式11)
- (12) 共同事業体連絡先一覧(様式12)
- (※(11)、(12)は、共同事業体を結成して応募する場合に使用)
- (13) 質問書(※質問時に使用)
- (14) 辞退届(※応募書類提出後に辞退する際に使用)
- (15) 戸塚地区センター応募者現地見学会参加申込書
- (16) 指定管理者選定の評価基準項目
- (17) 戸塚地区センター指定管理業務 仕様書
- (18) 戸塚地区センター指定管理業務 特記仕様書(施設概要及び業務基準)
- (19) 参考資料(横浜市地区センター条例、横浜市地区センター条例施行規則、
利用案内(平面図含む)、基本協定書(素案))

12 その他

(1) 課税に関する留意事項

会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、区課税課又は税務課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

(2) 指定の取消

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

13 事務担当

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町157-3

横浜市戸塚区役所地域振興課 区民施設担当 金森・飯島

電話：045(866)8415 FAX：045(864)1933

E-mail: to-chishin@city.yokohama.jp

戸塚地区センターは、平成18年4月1日より
指定管理者「戸塚区区民利用施設協会」が
管理運営しております。

戸塚地区センターの運営方針

- * 戸塚区の交通の要である戸塚駅から至近の距離に位置し、付近に区役所・スポーツセンター等があり、このような利便の良さを生かし、全時間帯にわたって気軽にご利用のいただける施設として運営いたします。
- * 長年培ってきた技術・経験を生かし、名実ともに戸塚区内のセンター館となるよう管理運営を目指します。
- * 自主事業では、子育て支援事業等を充実してまいります。
- * 図書館、公会堂と併設されている状況を生かして利用の拡大を図り、地域活動とともに全区的な事業、活動の支援に努めます。

このような考えにより、取り組んでまいります。

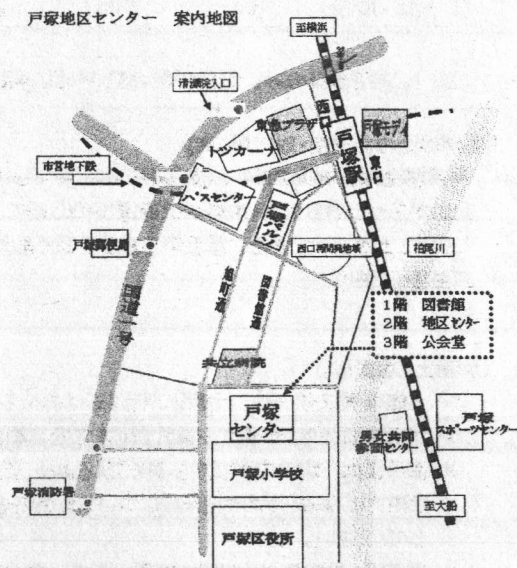
戸塚地区センター 来館案内

最寄り駅

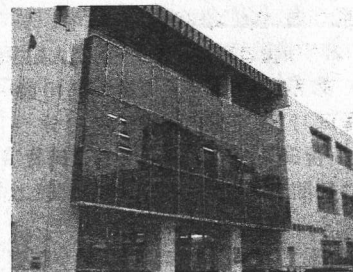
JR、横浜市営地下鉄「戸塚駅」
西口より徒歩5分

駐車場

34台
(戸塚図書館・公会堂と共用です)
なるべく公共の交通機関を
ご利用ください。



戸塚地区センター 利用案内



地区センターは、地域のみなさまが気軽に利用できる施設です。サークル活動、趣味の習い事、話し合い、スポーツ、レクリエーション活動などを通じて、交流を深める場として、個人や団体でご利用ください。

【開館時間】 月曜日～土曜日 午前9時～午後9時
日曜日・祝日 午前9時～午後6時

【休館日】 毎月第3月曜日(祝日にあたる時は、その翌日)
年末・年始(12月28日～1月4日)

* 施設の見学・利用相談を随時お受けしております。
見学をご希望される場合は事前にお問い合わせください。

〒244-0003

横浜市戸塚区戸塚町 127
戸塚センター 2F

TEL 045-862-9314

FAX 045-862-9315

【ホームページアドレス】

<http://homepage3.nifty.com/totsuka>

利 用 案 内

【利用方法】

□ 個人利用

- ・無料です。全館利用の催しの際には、ご利用いただけない場合もあります。
- ★情報コーナー…初めて利用する方のために、利用案内・サークル案内があります。
部屋利用までの待ち時間や打合わせ・飲食などに利用できます。
- ★活動コーナー…ゲームや囲碁・将棋ができます。
- ★プレイルーム…幼児の遊び場で毎日利用できます。
(必ず保護者同伴。受付で利用人数を記入後、ご利用ください)
*育児相談は毎週金曜日午前10時～正午です。
- ★サター・ピンポン…土曜日12時30分～午後5時30分
(祝日にあたる場合は午後5時終了です)
1時間交代。ラケット、ボールを貸し出ししております。

□ 団体利用

- ・有料です。団体登録をしていただき、事前の予約が必要ですが、部屋が空いている場合は当日利用も可です。
- ・営利目的など、地区センターの設置目的に反する場合は、利用出来ません。
- ・ご利用いただける部屋は、会議室A・B・C、工芸室、和室、料理室、レクホールです。
- ・架空の団体名によって重複申込を行い利用した場合は、以後の利用は禁止します。

【利用時間】

会議室A・会議室B・会議室C・工芸室・和室・レクホール

午前	午後①	午後②	夜間
午前9時～ 正午	正午～ 午後3時	午後3時～ 午後6時	午後6時～ 午後9時

料理室

午前①	午前②	午後①	午後②	夜間①	夜間②
午前9時～ 午前11時	午前11時～ 午後1時	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時	午後5時～ 午後7時	午後7時～ 午後9時

【団体利用申込制限】

- ・各利用時間帯は3時間を1コマ(料理室のみ2時間を1コマとする)とし、占用利用申込は一利用時間帯を1回とします。
 - ・会議室・工芸室・和室については同一室連続2コマまでを1回、料理室については3コマ連続までを1回とみなします。
 - ・原則として申込限度は、一団体1か月に2回までとなります。(レクホールのみ1か月に1回)
- (注) ただし、当月になりましたら、既予約に関係なく当月分は来館(仮予約を除く)にてご予約いただけます。

【団体登録と申込方法】

- ★ 初めて利用されるサークルは団体登録をし、登録カードをお受け取りください。
- ★ ご利用日の2ヶ月前の日からお申込いただけます。
- ★ 使用する2ヶ月前の同日を応当日といえます。
- ★ 応当日の抽選申込みは、来館・電話・FAX いずれでもお受けいたします。
・来館の方は10時30分までに、電話・FAXの方は9:30～10:30の間にお申込ください。
・応当日の抽選は午前10時30分に行います。
・電話・FAXによる当選は仮予約となりますので、申込日から7日以内(同一曜日)に受付窓口で、手続きをお願いします。7日を過ぎますとキャンセルとなります。
- ★ 応当日には、1回分の予約のみ可です。

【各部屋の概要と利用料金】

室名	定員 (人)	面積 (㎡)	料金(円)		
			3時間	2時間	1時間
会議室A	72	97.0	1,350	900	450
会議室B	48	79.4	1,110	740	370
会議室C	15	26.2	360	240	120
工芸室	24	52.8	720	480	240
和室	50	122.4(30畳)	1,680	1120	560
料理室	24	52.8		560	280
レクホール	50	194.7	690	460	230

(注) 利用当日のみ、部屋が空いていれば1時間・2時間の利用も出来ます。

【利用料金のお支払・取り消し等】

利用料金はお申込の時にお支払ください。利用日の7日前(同一曜日)までに利用取り消しの申し出があった場合は、利用料金は返還いたします。ただし、その期日を過ぎてからの利用取り消しの申し出があった場合、電話等での仮予約も含めて利用料金は全額お支払いいただきますので、ご注意ください。

【利用上のごお願い】

- ＊ 全館禁煙です。また、利用に伴うゴミはお持ち帰りにご協力ください。
- ＊ 利用時間とは、準備から後片付けまでを含めた時間です。
- ＊ 使用後は、次の方が気持ち良く使えるよう、後片付け清掃をお願いします。
- ＊ 館内での事故(ケガや盗難)については責任を負いかねますので、利用者の方は充分注意してください。
- ＊ 駐車場・駐輪場は、台数に制限がございますので公共の交通機関をご利用ください。

戸塚地区センター(戸塚センター 2階)

